

令和5年度事業報告書

事業実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

1 公益事業1

暴力団による犯罪被害者に対する救援事業及び少年並びに暴力団離脱者に対する保護救済事業

(目的) 暴力団等による不法・不当な行為の被害者等の保護・救済

(1) 相談、助言事業【定款第4条第1項第3・4・5・6号】

ア 被害等の相談は、専門的知識や経験を有する暴力追放相談委員（以下「相談委員」という。）が面接、電話等によって受理し、必要により警察等関係機関と連携して解決を図った。

イ 常勤3名の相談委員のほか、非常勤の弁護士2名、保護司3名、少年指導委員2名の体制を維持している。

ウ 期間中の暴力相談受理件数は、700件であった。

エ 4月14日、当法人が委嘱する暴力追放相談委員との相談委員連絡会議を開催した。

(2) 助成、貸付事業【定款第4条第1項第9号】

ア 離脱者雇用給付金支給

該当事案なし

イ 民事訴訟費用の無利子貸付

該当事案なし

ウ 被害者見舞金支給

該当事案なし

エ 差止請求関連事業

該当事案なし

オ 暴力団事務所等撤去に伴う費用

該当事案なし

2 公益事業2

広報啓発事業及び民間団体等が行う暴力団排除活動に対する支援事業

(目的) 県民に対する暴力団等からの被害防止に関する知識の普及及び暴力団排除意識の高揚

(1) 広報啓発事業【定款第4条第1項第1号】

ア 広報啓発資料の配布

当法人の設立目的、事業内容を周知し、「暴力団追放三不運動+1」の啓発、暴力相談の活性化や事業効果の高揚を図るために、市・町等で組織された地域暴力追放推進協議会26団体及び業界・企業等で組織された職域暴力追放推進協議会41団体等の事業所のほか、情報連絡会、講演会等で広報資料を配布した。

・反社対策マニュアル	17,000部
・暴力団排除啓発シール	4,000部
・暴力団排除啓発紙ファイル	2,000部
・暴力団排除啓発ポスター	1,000部

イ 交通機関活用の広報

(ア) 県東部、中部、西部の各地区において、路線バス各2台に暴力団排除の車体広告を活用した。

(イ) 富士宮市営バス車内に上記当法人独自ポスターを掲載した。

(ウ) 下田夏期対策における暴力団排除活動の支援として、駅・路線バスを利用した啓発ポスター・ボディ広告等を実施した。

ウ 暴排啓発動画を活用した広報

県警組織犯罪対策課と共同で、啓発動画3本を製作し、センターの公式ホームページとYouTubeにて公開をしている。

また、11月に開催した県民大会に連動したサイネージ広報や、YouTubeによるインストリーム広告を行い、県内全域に「暴力団追放三不運動+1」の実践を広報した。

エ ホームページの活用

ホームページの構成替えを行い、閲覧性の改善を図った。

また、暴追センターだよりを15回掲出したほか、上記路線バス広報の掲載など、事業との連動を図った。

オ 視聴覚資材の無償貸出

企業、行政機関等に対して、啓発DVDの貸出を18回行った。

・暴力団員による不当要求行為の対応要領等

カ 暴力追放県民大会

11月21日、静岡市民文化会館大ホールにおいて、令和5年度暴力追放暴力追放・銃器根絶静岡県民大会を開催した。

式典、特別講演、県警音楽隊による演奏の3部構成で、4年振りに通常規模で開催した。

(2) 民間団体が行う暴力団排除活動支援事業【定款第4条第1項第2・8号】

ア 企画指導・資料提供

県民総ぐるみによる暴力団排除活動を推進するため、地域・職域暴力追放推進協議会等に対し、広報啓発用のパンフレット、機関紙等の資料の提

供及び啓発DVDの貸出などのほか、活動助言等の支援を行った。

イ 職員の派遣状況

(ア) 地域暴力追放団体の総会、大会 9回

	日	名称	出席者
1	5月26日	焼津市暴力追放推進協議会総会	専務
2	6月6日	静岡市暴力追放推進協議会総会	専務
3	6月20日	藤枝市暴力追放推進協議会総会	次長
4	7月11日	富士宮市暴力団追放推進協議会総会	専務等
5	7月19日	菊川警察署管内暴力追放推進協議会総会	専務
6	12月9日	暴力追放と交通事故・薬物乱用防止市民大会(浜松市)	専務
7	12月19日	静岡市暴力・飲酒運転追放、犯罪等に強いまちづくり市民大会	専務
8	12月20日	富士宮安全・安心まちづくり市民大会	専務
9	2月3日	富士市暴力追放・薬物乱用防止市民大会	専務

(イ) 職域暴力追放団体総会、大会 18回

	日	名称	出席者
1	5月9日	生保警察情報連絡協議会総会	専務
2	6月13日	伊豆いで湯の郷暴力団等排除対策協議会	次長
3	6月14日	静岡県産業廃棄物協会暴力追放推進協議会	専務
4	6月20日	静岡県金融機関警察連絡協議会	専務
5	6月22日	静岡商工会議所暴力追放推進協議会総会	専務
6	6月26日	中央新幹線静岡県内建設工事暴力団等排除対策協議会定時総会	専務
7	8月2日	静岡県証券警察連絡協議会総会	専務
8	8月21日	浜岡原子力総合事務所暴力団等排除対策協議会総会	専務
9	8月29日	暴力団等反社会的勢力排除対策協議会(警備業協会)	専務
10	9月5日	静岡県農協暴力・防犯対策協議会共済部会	専務
11	9月8日	静岡県行政書士会暴力団等排除対策協議会総会	専務
12	9月19日	静岡地区ホテル暴力団排除対策協議会総会	専務
13	9月20日	静岡県共済団体暴力団等連絡協議会総会	専務等
14	10月6日	静岡県信用保証協会・警察等連絡会	専務等
15	10月16日	静岡県公営競技連絡協議会	次長
16	11月10日	静岡県公共料金等暴力対策協議会総会	専務
17	11月14日	静岡県企業防衛対策協議会総会	専務等
18	11月27日	風俗環境浄化・暴力追放大会	専務

(ウ) 暴追団体、企業、行政機関等の研修会等 36回

	日	名称	出席者
1	4月12日	静岡県企業防衛対策協議会ブロック会議(中部地区)	専務等
2	4月18日	静岡県企業防衛対策協議会ブロック会議(東部地区)	専務等
3	4月24日	静岡県企業防衛対策協議会ブロック会議(西部地区)	専務等
4	5月22日	静岡県警察本部少年課少年指導委員研修会(中部会場)	相談委員
5	5月25日	静岡県就労支援事業者機構通常総会	専務
6	5月26日	静岡県警察本部少年課少年指導委員研修会(西部会場)	次長
7	5月26日	静岡県公共料金等暴力対策協議会幹事会	相談委員
8	5月29日	NPO法人静岡犯罪被害者支援センター通常総会	専務
9	5月30日	静岡県警察本部少年課少年指導委員研修会(東部会場)	次長
10	6月7日	静岡国道事務所不当要求防止対策連絡会	専務
11	6月9日	POB反社対策連絡協議会春季研修会	相談委員
12	6月9日	しずおか防犯まちづくり県民会議総会	次長
13	6月14日	焼津漁業協同組合反社対策研修会	次長
14	6月23日	焼津漁業協同組合反社対策研修会	次長
15	7月12日	御殿場駅地区暴力団との絶縁推進委員会	次長
16	8月21日	浜岡原子力総合事務所暴排協議会総会	専務
17	8月25日	静岡県神社庁実務教養研修会	次長
18	8月30日	静岡県公共料金等暴力対策協議会本部常任幹事会	専務
19	8月31日	株式会社東京トーム・リゾートホーレションズ暴力団対応講習	相談委員
20	9月14日	株式会社TOKAIホールディングス暴排研修会	相談委員
21	10月6日	静岡県信用保証協会・警察等連絡会	専務等
22	10月20日	静岡県公共料金等暴力対策協議会本部常任幹事会	専務
23	10月27日	POB反社対策連絡協議会	相談委員
24	11月10日	庄内地区暴力・飲酒運転追放と青少年健全育成総決起大会	相談委員
25	11月11日	新通学区暴力追放・交通安全大会	専務
26	1月18日	静岡県金融機関警察連絡協議会(伊豆)	次長
27	1月19日	静岡鉄道グループ反社会的勢力対策セミナー	相談委員
28	1月22日	静岡県金融機関警察連絡協議会(中東遠)	次長
29	1月26日	静岡県金融機関警察連絡協議会(静岡)	次長
30	1月31日	静岡県警備業協会新年互礼会	次長
31	2月5日	静岡県金融機関警察連絡協議会(清水)	次長
32	2月8日	静岡県金融機関警察連絡協議会(富士)	次長
33	2月9日	静岡県金融機関警察連絡協議会(沼津)	次長
34	2月13日	信用金庫協会窓口情報交換会	次長

35	2月15日	静岡県金融機関警察連絡協議会（浜松）	次長
36	3月26日	静岡県公共料金等暴力対策協議会本部常任幹事会	専務

ウ 暴迫団体事務局責任者の連絡会議

5月23日、地域・職域暴迫団体の事務局責任者及び警察との連絡会議を開催した。

(3) 監視、情報収集、提供、調査活動事業【定款第4条第1項第11・12号】

ア 各種活動及び新聞、雑誌、書籍、インターネットなどから情報収集し、暴力団排除及び暴力団組織の現状等を調査・把握に努めた。

イ 県外暴迫センターとの連携で、情報交換及び調査等を行った。

ウ 警察の派遣職員が、祭礼における露店の視察、暴力団事務所の視察に従事した。

エ 民暴委員会の県内研修会に出席、全国、関東圏の研修会等に参加し、各種対応等の研鑽を図った。

(4) 少年指導委員に対する育成事業【定款第4条第1項第10号】

少年指導委員に対する研修（警察主催）において、暴力団排除に係る講話を実施した。

(5) 表彰、コンクール事業【定款第4条第1項第13号】

ア 暴力追放功労表彰（暴力追放活動の取組）を5個人・2団体に授与し、感謝状（事業推進への協力）を1個人・6団体に贈呈した。

イ 上級表彰については、全国暴力追放功労表彰を2個人が、関東管区内暴力追放功労表彰を2個人が受賞した。

ウ 防犯協会連合会と共催した標語コンクールの表彰を行った。

3 公益事業3

不当要求防止責任者に対する講習事業（静岡県公安委員会からの委託事業）

（目的） 企業・行政機関等に対する暴力団による不当要求・不正行為等の被害防止

(1) 不当要求防止責任者に対する講習事業【定款第4条第1項第7号】

ア 静岡県公安委員会から委託を受けて、令和5年度の不当要求防止責任者講習を開催した。

イ 令和5年度は、60回の開催で1,796人が受講した。

※ 受講者は、企業及び行政機関等が選任した不当要求防止責任者

ウ 受講者には、暴力団等反社会的勢力からの被害防止に関する知識技能を教示し、不当要求防止責任者の普及と育成を図った。

以上